

生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

平成 28 年 6 月 22 日

（変更）平成 29 年 3 月 27 日

（変更）平成 29 年 6 月 29 日

（名 称）阿賀野市

（代表者名）阿賀野市長 田中 清善

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 29 年度～平成 31 年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

阿賀野市内における公共交通は、市外へ通じる幹線交通である鉄道、民営路線バスを軸に、水原市街地から放射状に広がる阿賀野市営バスを運行し、公共交通網が市内全域に広がっている。

阿賀野市で運行する市営バスは、朝夕は主に学生に利用され、日中は移動の手段を持たない高齢者を中心に、市内で唯一の総合病院である水原郷病院への通院や日常の買い物、日帰り入浴施設などに利用され、生活に必要な交通として機能している。また、新潟市・新発田市に通じる鉄道駅、新潟へ通じる民営路線バスの幹線交通に対する支線の役割も果たしている。

しかしながら、平成16年度の運行開始から増加を続けていた市営バスも、平成21年度から人口減少と自家用車の普及により、利用者が減少し始め、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、鉄道や民営路線バスを利用できない交通空白地もあり、交通手段を持たない住民が日常生活を送る上で不便を強いられている状況にある。

そのような状況の中で、当市においては、平成20年度から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、阿賀野市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成22・23年度に前山線、神山線、安田地域循環線の試験運行を実施し、平成23年度から地域公共交通確保維持事業を活用し、市営バスの運行を実施している。

この市営バスの運行は、交通手段が確保されない地区において、公共交通を確保することができるとともに、地域間交通ネットワークにアクセスしているため、交通不便地区の住民が日常生活を送る上で、重要な運行となっているので、今後も同路線を確保・維持して行く必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

（1）事業の目標

前山線、神山線、安田地域循環線の1日平均利用者数を前年度と同様の利用者を確保することを目標とする。

（2）事業の効果

市営バス3路線を維持することにより、交通手段が確保されない地区の学生や高齢者等の交通弱者が日常生活を送る上で必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域間交通ネットワークの支線の役割を果たすことにより、効率的な運行体系が実現でき、民営バス路線等との利用促進にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>※ その他、①予定している時刻表・(資料1～3)、②運行事業者決定の経緯「阿賀野市が平成16年8月から道路運送法78条による市町村有償運送の許可を得て、市営バスの運行を開始しているため、阿賀野市とする。」、③運行予定期間(H28.10～H31.9)、④地域内フィーダー系統の補足資料(資料4地域間交通ネットワークとの接続詳細図、資料5阿賀野市交通網(さくいん地図)参照)</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>阿賀野市</p>
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>(補助対象事業者が市のため、記載なし)</p>
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
<p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)</p>
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
<p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)</p>
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p> <p>※ 資料6「交通不便地域」指定を希望する区域の人口、地図参照</p>
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>神山線を運行していた26人乗り車両(コスモス1号)及び29人乗り車両(ふれあい2号)は耐用年数を大幅に経過し(コスモス1号16年、ふれあい2号20年)、安全な運行を行うために車両の入替え(リース)を行う必要があったことから、平成27年11月に新たな車両を導入した。</p>
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>

(1) 事業の目標	
燃料費・修繕費等運行に係る経費の削減【年間収支率（収入に対する経費の割合）の改善】 コスモス1号 H25-H26 実績（平均 3.73%）に対し 4%以上とする。 ふれあい2号 H25-H26 実績（平均 5.68%）に対し 6%以上とする。	
(2) 事業の効果	
<p>神山線を維持することにより、神山地域の各集落の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、外出促進・地域活性化にもつながる。</p> <p>また、車両の小型化（14人乗り）により、効率的な運行が行われるとともに、集落内の狭い道路を通行する際の安全性も確保される。</p>	
1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6 及び表 7」を添付	
1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
（車両取得を行わないため、記載なし）	
1 4. 協議会の開催状況と主な議論 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 6 月 22 日 阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画について、全ての委員から合意が得られた。 ・平成 29 年 3 月 27 日 阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（表 1 及び表 2）について、全ての委員から合意が得られた。 ・平成 29 年 6 月 29 日 <u>阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（表 1 及び表 2）について、全ての委員から合意が得られた。（予定）</u> 	
1 5. 利用者等の意見の反映 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
協議会構成員に老人クラブ連合会、PTA連絡協議会の代表者に参画してもらい、住民や利用者の意見を反映させている。 今後も市民からの意見や聴き取り調査を行い、利用者が乗りたいと思われる市営バスの運行を行っていきたい。	
1 6. 協議会メンバーの構成員 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
関係都道府県	新発田地域振興局企画振興部長、新発田地域振興局地域整備部長
関係市区町村	五泉市企画政策課長、阿賀町総務課長、阿賀野市長

<p>交通事業者・交通施設管理者等</p>	<p>新潟交通観光バス株式会社京ヶ瀬営業所長、公益社団法人新潟県バス協会専務理事、協同組合水原地区配車センター代表理事、五頭タクシー株式会社代表取締役、安田タクシー株式会社代表取締役、水原タクシー株式会社代表取締役、有限会社白鳥タクシー運行管理者、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課長、阿賀野市産業建設部建設課長、阿賀野警察署交通課長</p>
<p>地方運輸局</p>	<p>国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官</p>
<p>その他協議会が必要と認める者</p>	<p>利用者代表（阿賀野市老人クラブ連合会長、阿賀野市PTA連絡協議会長）、長岡工業高等専門学校環境都市工学科教授、日本労働組合総連合会新潟県連合会下越地域協議会阿賀野支部長、阿賀野市観光協会長、水原商工会長、安田商工会長、笹神商工会長、京ヶ瀬商工会長、阿賀野市産業建設部商工観光課長、阿賀野市総務部市長政策課長、阿賀野市民生部高齢福祉課長、阿賀野市学校教育課長</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

(所 属) 阿賀野市役所 総務部総務課 庶務係

(氏 名) 小林 政仁

(電 話) 0250-62-2510 (内線 2245)

(e-mail) somu@city.agano.niigata.ne.jp